

監査公表第 550 号

行政監査Ⅱの監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 19 年 2 月 13 日

京都市監査委員 青 木 善 男
同 久 保 省 二
同 江 草 哲 史
同 藤 井 昭

平成 17 年度行政監査Ⅱ（平成 18 年 5 月 26 日監査公表第 537 号）

（理財局－1）

監 査 の 結 果
第 1 市税徴収率の向上 3 問題点 (2) 着眼点別分析 ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。 (イ) 監査の結果 a 市民税及び固定資産税に係る滞納処分については、地方税法に規定されており、滞納者が督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに督促に係る市民税又は固定資産税に係る徴収金を完納しないときは、市の税務職員は、当該徴収金について滞納者の財産を差し押さえなければならないとされているが、督促状を発する前の期又は督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までの期のものを含めて差押えを行っているものがあった。 差押えが可能になる時期を十分確認し、適正に事務を行うようにされたい。

講 じ た 措 置
監査の結果に基づき、平成 18 年 6 月 15 日開催の各区・支所納税課長会議及び税務長会議並びに納税課関係の各種実務研修などにおいて、差押事務に関する手順を再確認するとともに、法令を遵守し適正に事務を行うよう周知、徹底を行った。

監 査 の 結 果

第1 市税徴収率の向上

3 問題点

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(イ) 監査の結果

ｂ 納税者は、納期限後に市税を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じた延滞金を加算して納付しなければならないこととされているが、この納期限後の市税について、収納窓口である指定金融機関、収納代理金融機関等が延滞金を含めずに収納している事例が見られる。

この場合、延滞金チェックリストに基づき納税者に延滞金の納付書を送付しているが、完納の確認をしていない事例があった。

負担の公平の観点からも、延滞金チェックリスト等に基づき、納付状況を的確に把握するなど、延滞金の徴収の強化に取り組まれない。

講 じ た 措 置

監査の結果に基づき、平成18年6月15日に開催した各区・支所納税課長会議において、延滞金の収納を徹底するとともに、補職者会議や担当者向け実務研修等を通じて、延滞金チェックリスト等に基づき納付状況を的確に把握するなど、現行帳票に基づく追跡強化を図り、延滞金の徴収漏れが生じないよう指導を強化した。

なお、金融機関に対しては、例年3月に指定金融機関、収納代理金融機関の公金担当者向けの収納事務説明会を行っているが、その中で、引き続き、延滞金を含めた収納を徹底するよう指導を行っていくこととする。

監 査 の 結 果
<p>第1 市税徴収率の向上</p> <p>3 問題点</p> <p>(2) 着眼点別分析</p> <p>ウ 電子計算処理等に係る個人情報を含むデータの管理は、適切に行われているか。</p> <p>(イ) 監査の結果</p> <p>個人情報を含めた納税関係のデータの容量は膨大なものであり、また、書込み用装置なしで使用できることから、一部の区役所では、USBメモリ等の記録媒体が使用されているが、これらの記録媒体は紛失の危険性が高く、個人情報を含むデータの管理方法として適切ではないことから、速やかに光磁気ディスク、CD-R等へデータを移行するなどの方法により改善されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>監査の結果に基づき、平成18年度において、光磁気ディスク(MO)への移行に必要な予算を確保し、平成19年1月に、光磁気ディスクを全ての区役所・支所に配備し、USBメモリからの切替えを完了したところである。</p> <p>今後も、個人情報を含めた納税関係のデータについては、持ち出しや紛失が生じないように施錠可能な場所に保管するなど、引き続き、管理を徹底していく。</p>

監 査 の 結 果
<p>第2 京都市伝統産業振興館</p> <p>3 問題点</p> <p>(2) 着眼点別分析</p> <p>ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。</p> <p>(イ) 監査の結果</p> <p>a 随意契約については、地方自治法及び同法施行令並びに京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン等に基づき、事務処理を行うこととされており、契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合等に限りすることができることとされている。</p> <p>「京ものブランド町家工房事業」に係る試作品の展示会企画運営については、随意契約の方法により委託していたが、随意契約の理由として過去の実績のみを挙げていた。</p> <p>随意契約の決定に当たっては、随意契約理由が正当なものであることが明確となるよう、企画展示能力等を他者と比較考量した結果を示すなど、適正に事務処理をされたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>当該契約については、随意契約理由として過去の実績を挙げるにとどまっていたが、実際は、当該委託先事業者は「京ものブランド町家工房事業」の一環として「町家工房」を運営しており、商品の販売までを視野に入れた伝統工芸品のPRに関する知識、経験、技術を有するなど、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン「随意契約を行うことができる場合の基準」2-(1)-イ-(イ)「特殊な技術又は秘密の技術に関する情報その他の他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を必要とするもの」に該当し、要件を満たす事業者が他にないため、平成17年度からは、過去の実績のみを挙げるのではなく、地方自治法及び同法施行令並びに京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン等に基づき、当該事業者でなければ実施できない理由等、随意契約を結ぶ理由を明記し、適正な事務処理となるよう改めた。</p>

監 査 の 結 果

第6 管路情報管理システムの構築

3 問題点

(2) 着眼点別分析

イ 多額の支出を要して構築されている管理システムは、業務において有効に活用されているか。

(イ) 監査の結果

管理システム構築には、多額の支出を要しており、平成16年度の決算ベースで1億8,152万円の費用として計上されているが、管理システムを業務においてどのように活用しているかが明確になっていない。

老朽化した配水管の布設替えの計画策定や、閲覧専用端末を用いた給水装置工事業者等への配水管等の情報提供に利用するなど、管理システムを業務において有効に活用するようにされたい。

講 じ た 措 置

現在、管理システムを用い、膨大な水道施設の情報を効率的に管理することで、維持管理や計画、設計業務に役立てており、平成18年7月10日に管理課において、お客さまも使用できる閲覧専用端末を試行的に設置し、お客さまへの迅速な情報提供に活用している。同システムは、平成15年度に配水系の運用を開始してから、管理システムの竣工図参照機能等を、老朽化した配水管の布設替えの計画策定に活用している。

上下水道局では鉛製給水管を取り替えることを目的とした新たな事業を平成18年度から実施しているが、より効率的に事業を進めるため、平成18年5月8日に同システムで鉛管分布図を作成することにより、工事箇所を選定に利用するなどシステムの機能を有効に活用している。

監 査 の 結 果

第 6 管路情報管理システムの構築

3 問題点

(2) 着眼点別分析

ウ 管路の破損事故や大規模地震等の災害発生時において有効に機能するものとなっているか。

(イ) 監査の結果

管理システムは、災害への迅速な対応を目的として構築されるものであるが、機器の配置等において、大規模地震等の大規模災害を考慮しているとは言えないものである。

大規模災害発生時において有効に機能するものとするよう、必要な措置を行われたい。

講 じ た 措 置

管理システムを災害時においても有効に機能させるため、当初の計画どおり、平成 18 年 3 月 30 日に、資器材・防災センターにデータ記憶装置を付属した端末装置の設置を完了し、運用を開始した。

さらに、平成 18 年 8 月に、配水事務所の端末内にデータベースを保存することにより、災害時においても同事務所の端末で配水管等の情報を閲覧可能としたほか、同月に、自家発電設備を配備している新山科浄水場の端末にもデータベースを保存し、大規模災害時の長時間の停電にも対応できるよう措置を講じた。

監 査 の 結 果
第6 管路情報管理システムの構築 3 問題点 (2) 着眼点別分析 オ セキュリティは適切か。 (イ) 監査の結果 a 管理システムを実際に操作する職員に対し、情報セキュリティに関する事項について、庁内誌の活用、研修の実施等により、積極的に周知徹底を実施されたい。

講 じ た 措 置
平成18年5月10日に漏水修繕センターで、同年6月13日から23日にかけて、新たに給水装置情報の閲覧が可能となった右京営業所ほか3営業所で実施した給水装置情報の閲覧に係る研修において、パスワードの管理など個人情報の漏洩防止について説明を行い、情報セキュリティについて、周知徹底を図った。

監 査 の 結 果
<p>第6 管路情報管理システムの構築</p> <p>3 問題点</p> <p>(2) 着眼点別分析</p> <p>オ セキュリティは適切か。</p> <p>(イ) 監査の結果</p> <p>b 漏水修繕センターは、給水装置の漏水修繕を担当する事業所であるにもかかわらず、管理システムにおいてはセキュリティ対策によって給水装置に係る情報（個人情報を含む。）の閲覧ができない状況にあるため、組織改正及び管理システム構築の効果が発揮されていない。</p> <p>漏水修繕センターにおける情報閲覧の在り方について、早急に見直しを行われたい</p>

講 じ た 措 置
<p>漏水修繕センターにおける情報閲覧の在り方については、同センターに設置している2台の端末について、平成18年5月1日に全営業所管轄の給水装置情報の閲覧が可能となるよう環境設定の変更を行った。</p> <p>また、平成18年5月10日に、同センターの職員に対し、情報セキュリティを含めた操作研修を実施し、同日から運用を開始した。</p>

(監査事務局第二課及び同事務局第三課)